

令和4年 第22回  
教育委員会臨時会会議録

令和4年11月28日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2600号

令和4年第22回臨時会

日 時 令和4年11月28日（月） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	中 村 博
	委 員	寺 原 真希子
	委 員	山 内 慶 太

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	星 川 邦 昭
	学校教育部長	上 村 隆
	教育長室長	佐 藤 博 史
	生涯学習スポーツ振興課長	竹 村 多賀子
	学 務 課 長	佐々木 貴 弘
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書 記」	教育総務係長	本 城 典 子
	教育総務係	藤 井 俊 輔

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区学校運営協議会の設置について
- 2 港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について
- 3 港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

日程第2 報告事項

- 1 港区青少年委員の解職について
- 2 港区立赤坂中学校における地域開放（スポーツ開放）の開始について
- 3 令和3年度港区におけるいじめ・不登校調査の結果について
- 4 令和4年度第2回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について
- 5 後援名義等の10月使用承認について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の10月事業実績について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の12月事業予定について

- 9 図書館の10月分利用実績について
- 10 図書館・郷土歴史館の10月行事实績について
- 11 図書館・郷土歴史館の12月行事予定について
- 12 みなと科学館の10月利用状況について
- 13 12月教育人事企画課事業予定について

「開会」

○教育長 ただいまから、令和4年第22回港区教育委員会臨時会を開会したいと思います。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、寺原委員にお願いしたいと思います。

○寺原委員 承知しました。

○教育長 よろしくお願いたします。

日程第1 審議事項

1 港区学校運営協議会の設置について

○教育長 それでは、日程第1、審議事項に入ります。議案第112号「港区学校運営協議会の設置について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、「港区学校運営協議会の設置について」ご審議いただきます。

審議内容です。「港区学校運営協議会規則」第2条第1項の規定に基づきまして、芝浜小学校に学校運営協議会を設置いたします。

「経緯・背景」です。学校運営協議会は、学校と保護者や地域住民が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、「地域とともにある学校づくり」を進めるための仕組みとなっております。なお、港区学校教育推進計画においては、令和8年度までに全校に設置する計画で進めているものでございます。

今回設置する学校は、芝浜小学校です。

「設置年月日」は、令和5年1月1日でございます。

「設置理由」です。芝浜小学校は、目指す学校像に「地域とともにあり、地域に開かれた学校」を掲げておりまして、地域と関わりを持ちながら様々な体験活動を推進し、豊かな人間性を育てています。また、地域と連携した教育活動を教育課程に明確に位置づけ、実践すること。そして今後も一層連携を深め、さらなる教育活動の充実を図ることとしております。こうしたことから、学校運営協議会を設置することが適当であると認められまして、このたび設置についてということでお諮りするものでございます。

裏面を御覧ください。参考として規則の抜粋と、現在設置している学校運営協議会一覧を載せております。赤坂アカデミー学校運営協議会から高陵中学校学校運営協議会まで、今、九つの学校運営協議会が設置しておりますけれども、10個目ということになります。

参考資料としましては、実施計画書をおつけしております。組織として人数が10人。事務局と委員以外よりの選出ということで、10人の委員で年間2回の会議開催の予定となっております。

1回目の開催は、年明けの2月からということで、学校が開校しまして運営等が軌道に乗り落ちてきてきたということから、1月の設置になりました。

説明は以上です。どうぞよろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○田谷委員 開校早々もう組織ができるというのは、大変素晴らしいことだと思うのですが、この組織の中で保護者1名とございますけれども、現場はPTAの組織とか、そういうのはできているのですか。それともそうではなくて、何か任意の方法で選出するのでしょうか、その保護者という部分ですが、いかがでしょうか。

○教育長室長 ありがとうございます。今、田谷委員がおっしゃられたとおり、こちらはPTAの組織の芝浜小PTA会長が、この保護者という属性の中の1名とございます。芝浜小PTAは、9月13日に発足いたしまして、今回組織として活躍していただいております。その会長の大沢会長が、今回保護者の属性として入ってございます。

○田谷委員 了解いたしました。ありがとうございます。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第112号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第112号については原案どおり可決することに決定いたしました。

## 2 港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

○教育長 次に、議案第113号「港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について」説明をお願いいたします。

○学務課長 ただいま議題となりました議案第113号「港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について」でございます。

内容につきましては、赤羽小学校の新校舎、赤羽幼稚園の仮園舎を含みますけれども、施設の方が予定どおり竣工が見込まれていることから、「港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」を制定したいと考えているところでございます。

「制定理由」については、記載のとおりですけれども、これまで令和4年6月22日付で条例改正が行われておりまして、その中で施行期日は教育委員会規則で定める日と規定をしておりますので、今回、ご審議をお願いしているものでございます。

「今後のスケジュール」については、令和5年4月に移転して、そちらの新しい校舎を使う予定になってございます。なお、令和8年6月に竣工する予定の幼稚園の新園舎につきましては、またそのときに移転の予定になっております。よろしくお願いいたします。

甚だ簡単ではございますが、以上を説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定く

でございますようよろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第113号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第113号については原案どおり可決することに決定いたしました。

### 3 港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、議案第114号「港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いいたします。

○学務課長 ただいま議題となりました議案第114号「港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」補足説明をさせていただきます。

令和5年4月に赤坂小学校と赤坂中学校を小中一貫教育校として、新たに開校することに伴いまして、「港区立学校の管理運営に関する規則」を一部改正いたします。

こちらにつきましては平成27年6月23日開催の教育委員会臨時会において、審議決定していただいているところでございます。また、令和4年1月24日開催の教育委員会におきましても、開校する小中一貫教育校の開校時期を令和5年4月1日とすること及びその名称を「港区立小中一貫教育校赤坂学園」とすることをご審議いただきまして、ご決定いただいております。このたび、小中一貫教育校の予定どおりの開校が見込まれるため、港区立学校の管理運営に関する規則を一部改正し、必要な規定を整備したいと考えてございます。

「施行期日」は、令和5年4月1日でございます。

資料3-2の規則のところですが、今まで第21条の3のところ、港陽小学校、中学校の部分であったり、白金の丘学園のところであったりというところの規定に一文、表に追加をさせていただく内容になっております。

説明は以上となります。ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第114号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第114号については原案どおり可決することに決定いたしました。

## 日程第2 報告事項

### 1 港区青少年委員の解職について

○教育長 次に、日程第2、報告事項に入ります。「港区青少年委員の解職について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付報告資料ナンバー1を用いまして、ご説明いたします。本件は、令和4年11月7日付で港区青少年委員の寺西伸政氏から退職届の提出があったため、これを受理し、解職したことについてご報告するものでございます。

項番1「解職日」は、令和4年11月7日でございます。

項番2「港区青少年委員在職期間」につきましては、平成22年4月1日から令和4年11月7日までとなります。通算いたしますと、7期目の途中、12年7か月となっております。

項番3「その他」でございます。後任につきましては、港区青少年委員候補者推薦委員会設置運営要項に基づき、港区青少年対策御成門地区委員会会長へ後任候補者の推薦を依頼しております。

説明は以上となります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

### 2 港区立赤坂中学校における地域開放（スポーツ開放）の開始について

○教育長 それでは、次に「港区立赤坂中学校における地域開放（スポーツ開放）の開始について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付報告資料ナンバー2を用いまして、ご説明いたします。

本件は、港区立学校施設の開放に関する規則第1条に規定する目的を達成するため、港区立赤坂中学校新校舎での地域開放（スポーツ開放）を、令和5年1月4日水曜日から開始することについてご報告するものです。

項番1「経緯」でございます。港区立学校施設の開放に関する規則において、学校施設については学校教育に支障のない範囲で開放し、地域住民のスポーツ活動の場として活用すること、としております。港区立赤坂中学校は、新校舎が令和4年6月末に竣工し、令和4年8月に新校舎に移転いたしました。このたび、地域開放に向けた学校施設の受入れ体制が整ったため、令和5年1月4日から新校舎での地域開放を開始いたします。

項番2「地域開放開始日」につきましては、令和5年1月4日となります。

項番3「開放施設」につきましては、体育館と校庭の一部となります。校庭のうち、中之町幼稚園の施設園舎があった範囲につきましては、現在第2期工事により整備しているため、1期工事で完了している範囲について、このたび開放するものでございます。

項番4「使用料について」でございます。港区立学校施設等使用事前届出団体は免除となりまして、無料となります。

項番5「周知方法」でございます。使用団体に対しましては、赤坂中学校で実施する説明会において、お知らせする予定としております。

項番6「今後のスケジュール」でございます。この後、12月3日に開催予定の説明会において、使用団体に説明し、年明け1月4日から地域開放を開始いたします。

簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

### 3 令和3年度港区におけるいじめ・不登校調査の結果について

○教育長 それでは、次に「令和3年度港区におけるいじめ・不登校調査の結果について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは、資料ナンバー3を用いまして、ご説明をさせていただきます。

「報告内容」ですが、港区が実施いたしました「令和3年度いじめ・不登校調査」の結果について報告させていただきます。このたび全国の数も出ましたので、参考で並べて報告をさせていただきます。

まず、1ページ目を御覧ください。こちらは「いじめ調査の結果について」です。これは、いじめの会議の方でもお示ししているような資料でございますので、そちらでも前にご説明させていただきましたが、港区としては令和3年度、小学校が77件、それから中学校が7件のいじめの発生ということになってございます。

2ページ目にいじめの学年ごとの発生件数とか、発覚のきっかけ、様態等を書かせていただいておりますが、「学年ごとの発生件数」で言いますと、小学校の3、4、5辺り、一番多いのは4年生なのですけれども、大きく出ているかなというところでございます。

「発覚のきっかけ」につきましては、本人による報告とかアンケート、それから保護者の訴えというのが一番多く出ているのかなと。今回、担任の発見というのも出てきましたが、大体の傾向で言いますと、月の初めにアンケートを取るのと、月の初めの発覚はアンケート、本人によるというものが多くて、月の終わりになると大体保護者からの訴えとか担任の発覚が多いかなという分析をしているところです。

「様態」のところですが、これは複数なので、その本人が嫌な思いをしたら全部そこにカウントをさせていただいているのですが、悪口や嫌なことを言われる、ちょっかいやからかいというのも含めて多いのかなというところでございます。やはり分析していくと、言った方はそんなに悪気はなくても、言われた方が重たい気持ちになるというのは、それはもういじめですので、そこはしっかり指導していかなければいけないのかなというところで、各学校もそれに取り組んでいるところではございます。

それから次、3ページを御覧ください。こちらにも前に少し会議のときにご説明させていただいたと思いますが、(3)の「いじめ調査結果の考察」のところ、やはりコロナ禍において、他者と関



わる時間が少なかったので、一昨年度は少し減ったというところがあったのですが、また日常を取り戻しつつあるので、他者との接触機会が増加したことで、件数も増加してきているのかなと思っています。

先程4年生が一番多いということに触れさせていただきましたが、小学校で言うと28件と、そこが一番増えていて、「ギャングエイジ」という世代で、先程のちょっかいか悪口もいじめになるんだよというところが、この学年が多いという結果が出ています。そこも踏まえて、しっかり指導をしていかななくてはいけないと思っています。

「今後の港区の対応」といたしましては、こちらに書かせていただいておりますが、学校と教育委員会で分けているのですけれども、学校の方でも子どもたちにしっかりそういうのは駄目だよと言うことと、相談する体制、色々なところでカウンセラーさんだったり、担任の先生だったり、あとは学期ごとに相談ダイヤルなどの周知をしております。併せて今度12月末までに配ったタブレットから直接港区がやっている「みなと子ども相談ねっと」にリンクを貼って、すぐ相談できて匿名性も担保できてというところが、うまくやれるという見込みになっていますので、それをしっかりと周知していきたいと思っています。プラス、教員のいじめ防止対策等のチェックシートがあります。教員の見取りはとても大事なので、そこについてもしっかりと、各学校でやっていただくように、周知をしているところです。

教育委員会としても四つ上げてございますが、今そこも学校の対応と兼ねて言ってしまいましたが、子家セン等も含めて相談機能とか、多角的に子どもたちを見守っていくような体制づくりをより強固なものにしていくというところで書かせていただいております。

では次に、「不登校調査の結果について」に行きます。5ページを御覧ください。項番2のところでございます。小学校が79件、それから中学校が111件と昨年度と同じぐらい、小学校は微増、中学校は少し減っているという形になってはいますが、大体同じような結果になってございます。

5ページの(2)のところに書いていますが、不登校というのは、年間30日欠席した者を不登校という定義をさせていただいております。その中でも90日以上欠席しているとか、出席が10日以下だとか、出席がゼロというところで分けて分類をしているものでございます。

6ページ目の「不登校の要因」というところに書かせていただいているのですが、学校に関係している状況で不登校、家庭の問題に起因して休んでいるという状況、本人自身の状況、上記に該当なしとあります。港区は毎年同じ傾向にありますが無気力、不安というのがすごく多くて、漠然と子どもたちがどう思っているかというのを聞いて、学校も保護者に聞いたり本人に聞いたりして、どういう理由なのかというのを突き詰めて判定していくのですけれども、そこに加えて上記に該当なしというのが、本年度はとて多くて、そこが複合的に絡んでいるので、勝手に学校が最終的に保護者に聞いたり確認してこれでというところが、判定しにくくなっているというところが出てくると思います。

ただ、今年度、令和4年になって、実はこの中から理由がはっきりして、親子の関わり方だったとか、学力不振だったというところに分類されたり、学年が変わって学校に来られるようになった

お子さんもいたり毎年変わるところなので、理由だけで対応していくという訳ではなくて、総合的に子どもを見ていく必要があるのかなというところでございます。

7ページを御覧ください。「不登校調査結果の考察」のところですけども、やはり不登校の件数は、全国もとても増えていて、報道を見られた先生方もたくさんいらっしゃるかと思うのですけれども、やはりこういったところで不安とか無気力が全国的にも多くなっていることもあるので、自分への自信のなさとか過剰な保護者の期待とか、そのような色々な背景を踏まえて、こちらも手を差し伸べて行かなくてはいけないのかなというところでございます。

今後の港区の対応で、学校と教育委員会と分けて書かせていただいているのですが、学校の方では先程少し言いましたが、オンライン上でも面談できるような体制は今整えていますので、改めて周知していただいたり、それから教育委員会の方でも1人1台のタブレット端末だけではなく、適応指導教室の利用促進をさらに促したり。あと落ち着ける居場所づくりというところで、その子その子に合わせて、家庭外でもこういうところでも過ごすというのではないかというところは、しっかりとケース会議なども開いているのですけれども、そういうところでも話をしていけたらいいかなと思っているところです。

簡単ですが以上になります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○寺原委員 では、2点教えていただければと思います。まず、いじめ調査の方なのですけれども、港区の方は平成20年度から見ても大きく増えたという感じはない。一方で全国の方を見ると1校0.57から7.99ということで、発生率が顕著に高くなっていると思うのですが、この理由がお分かりになったら教えていただきたいというのが1点目。

2点目は、不登校調査の方なのですけれども、こちらは全国も増えているけれども、港区もまあまあ増えています。増えている背景について、分析ができてい部分があるようでしたら、教えていただければと思います。

○教育指導担当課長 まず、いじめの方です。こちらは24年に大津の事件があって、25年にいじめの法律ができて、さらに見取っていくというところで、今私はいじめに軽重はないともちろん思っていますが、ちょっかいやからかいも受けた本人がいじめだと言ったら、もういじめだと捉えましょうという形が全国的にも広がって、受けた子どもたちの側に立つということがやはり大事ですので、そういったところで増えてきているのかなというところで。

港区に私は平成23年度からいるのですけれども、結構細かく、ちょっとした嫌なことがあってもそれはもういじめですよというのが、港区はいつも言っているところなので、よりそこを強固したというところがあります。これでも校長会の方では「もっとあるのではないか」ぐらいの意見も出てきていたりしますので、件数が少なくなるのにこしたことはありませんけれども、見取って救ってあげるという視点が全国的にも必要かなというところで、このような数になっているかと思えます。

2点目の不登校の背景でございますが、港区でいうと、ここ2、3年、今まではお子さんが学校

に行かないことを保護者の方も行きなさいとか無理矢理言った方がいいのか、どうしようという方が多かったのですが、最近多いのが「うちは行かなくて大丈夫です、勉強できますし、学校に行かなくても平気です。」というのが結構増えてきていて。ただ、家庭の理由なのかというと、「いや、うちの子が行きたくないと言っているので、行きたいと言ったら行かせます。」というスタンスが増え、難しくなってきたという状況があります。

ですから、学校と親はつながっているのですが、子どもが通常の時間に来なかったりするので、逆にいうと、放課後とかに学校においてとか、先生が行ったり、あとはスクールソーシャルワーカーに家庭を訪問してもらって、家庭環境の整理をすることで、子どもが来られるようになった事案とかもありますので、そこは複合的に見て、いきます。一方では、社会とつながっていられればいいのかなというところもありますが、私どもとしては学校に通うことで、同世代の子どもたちと学ぶことの大切さもあるので、可能な限り来られる行事とか、そういうものは参加したりとかというのは、各学校も工夫して声をかけているという背景があります。ですから、保護者の考え方も多様になったというのが背景にあるかと思います。

以上です。

○教育長 よろしいでしょうか。

○寺原委員 ありがとうございます。

○田谷委員 私もしじめと不登校の件について質問したいのですが、しじめの「様態」のところ当てはまるのかな。「ネット関連での」という件数が非常に少ないと思うのです。タブレットを配布したり、昨今ほぼほぼ100%スマホを持っていたりというような状態で、そういう関連が水面下で結構出ているのではないかな、表に出てこないで。あるいは「様態」の一番最初の「悪口や嫌なことを言われる」とか「仲間はずれ」のところの要因がタブレットとかスマホ、例えばLINE外しとか、古い言葉になってきているのですけれども、そういうところがあるのかなということが1点。

それから、過去の僕の周りで起こったことなのですから、ある保護者が学校には行かれないけれども塾には行っているんです。したがって、学力に遅れはないということで、これは中学生のパターンだったのですけれどもね。僕もその保護者の話を聞いてそういうものなのかなという。それで塾には行かれるのだったら、何で学校の教室には行かれないのかなと。その辺はその当時深く追求しなかったのですけれども、この2点についていかがなものでしょうか。

○教育指導担当課長 では、1点目のネット関連のことです。これはこの後の報告でも、またしじめの会議のときにも少し触れさせていただこうと思っているのですけれども、子どもたちがこういうことがあったとかと誰かが言わないと、実はこれが表に出てこないということが多いのです。

例えばLINEの中で悪口を書かれていた。4人組でやっていたら、この4人以外は知らない訳です。その中で誰か1人が心苦しくなって、誰ちゃんの悪口を言っていたんですということをぼろっと打ち明けたことによって発覚するということが、この件数の中に入っていたりするので、そういった子がいないと発覚できないということについては、やはり教育していったり、そのこと自体

がよくないとか、やはり文句があるのだったら直接言わなくてはいけないとか、そういうことの根源から、子どもたちや保護者にも話をしていかなければいけないのかなど。

保護者にもやはりそういうことは、携帯を確認するではないですけども、どういうふうに使っているかということについても言っていないと、ますます今先生がおっしゃったような形で出てこないのかなというふうに思います。ですので、もしかしたらもっとあるかもということ、こちらとしても思っているところなので、何か細かい様子とかそういうことも踏まえていきながら、少しでも様子がおかしいと思い先生の方から話を聞いていくと、実はこんなこともという関連として出てくるのかなというふうに思うので、その辺は学校でも丁寧に聞いてくださいというような話をしているところです。

2点目の学校に行かないけれども塾に行けるという、これは港区としては結構何年も前からあるような話では受けています。ただ、よくよく話を聞くと、学校も塾も一緒に、塾のクラスが自分の方が下だったりすると行けなくなったとか、なので、塾を違う校舎に変えて塾だけ行って、受験でできればいいというようなこともあると聞いています。

ですから、成績だけではなくて、やはり学校はどういうことを学ぶかという根源を保護者の方にも理解していただくことも必要だと考えています。ただ、子どもがもう傷ついていて、そこに行けないというのであれば、どういう通い方をするかとか、そういうことも含めて学校も理由が分かれば色々な対応ができるのかなと思っているので、個別の対応をしていくとともに、勉強だけではないのだということを港区として学校としても、しっかりと保護者と子どもたちに分かるような形にしていかなければいけないかと思っています。

○田谷委員 不登校の件で、今篠崎さんに言っていた件は、私もすごく共感するところが多いし、何のための学校なのかというところが、そうすると問題が変わってしまうけれども、取られてくるところになると思うのです。

ちなみに、中学校で塾通いしかしていない子でも、結局、義務教育課程の中学校は卒業できてしまいますよね。案外そういう子はちゃんと高校に入って、その保護者の方にその後お子さんは高校に入ってからどうなのと聞くと、やはり環境が変わればいいのですかね、高校では伸び伸びやっているとということもあるので。そうだからそうでなければいけない、学校に行かなければいけないということも、そのお子さんによってはあまり必要なくて、そういうところで学力を備えて全く環境の違うところに行くことがいいことなのかな、そのお子さんにとってね。そういう意味で言うと、義務教育の公立学校の存在って非常に難しいなと思うところがあるのですけれども。これは、また別の問題で語れる場があればいいかなと思います。どうもありがとうございます。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

○山内委員 まず、不登校の欠席日数のところで、昨年新型コロナウイルスの感染回避で、令和3年度でもまだこれだけいるのだというようなことを改めて確認しました。令和2年度ならまだしも令和3年度でもこれだけいたということで、これはある意味で保護者として必要な教育のための義務を果たしていないのではないかなというようなことでもあると思うのですが、今この状況は、今年

度はもう改善していますか。あるいはもし継続しているような人がいるとしたら、それに対してどういう対応をしているか教えてください。

○教育指導担当課長 こちらの不登校については、コロナウイルスの不安という子が入っていません。

○山内委員 要するに、子ども本人が体調の何か疾患を抱えていてという意味ですか。

○教育指導担当課長 これは、疾患とかではなく、先程の私の説明が足りなかったのだと思いますが学校で進路に関する不安とか、家庭の親子の関わり方によって学校に行けないとか、そういう子たちのことを不登校と定義しているのです、その子たちの数になります。

○山内委員 いえいえ。その表の隣のところに、不登校の隣に、新型コロナウイルスの感染回避145という数字があると思うのですけれども。

○教育指導担当課長 ここについては、今は毎月確認をしていないので、私たちも学校を回っていても各学級に1名、2名いるかなぐらいです。去年は、見ると5、6人はいたなという感触はあるので、減ってはいると思います。そこはまたこれから確認をしたいと思います。

○山内委員 今年もまだいるとすると、そういう家庭に対してどういう指導をしていくかというのは、やはり切実ですよ。ある意味で、これは多くの保護者が義務を果たしていない状況だと言ってもいいと思いますので、そこをどう丁寧に学校に戻すかということはしていかなければいけないのではないかと思います。

あともう一つ質問ですが、最近港区でも各種学校なのか、株式会社なのか、色々なインターナショナルスクールがつくられ始めているように見えますが、例えば学籍を置きながら学校に行かないで、そういうところに通っているというような、そういう生徒はこの不登校の中にあるものでしょうか。

○教育指導担当課長 そのようなお子さんはこの数には入ってございません。

○山内委員 なるほど。

○教育指導担当課長 基本、港区の場合は、学籍を置いてインターに行くということ自体は、ちゃんと学務課のほうから就学義務違反ですよという手紙も出していただいて、小まめに連絡を取っているところではあります。ですから、そこは、あと学校も色々なご家庭もあるので、校長とその学校の責任者と話をして学校とかぶるような教育課程であれば、この子にとってこういう学びだねという話をするように港区の場合はやってもらっているところです。

○山内委員 分かりました。そうすると、ここには入っていない中で、ある人数が未就学という状況で存在しているということですね。

○教育指導担当課長 はい。そういうことになります。ただ、未就学を放置している訳ではなくて、学務課からも言うし、学校からも連絡はしているという状況です。

○山内委員 ありがとうございます。分かりました。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

#### 4 令和4年度第2回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について

○教育長 それでは次に、「令和4年度第2回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは、資料ナンバー4を用いまして、「第2回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について」させていただきます。

こちらについては、11月11日に第2回の会議を教育センターで開催させていただきました。

出席者につきましては、項番3を御覧ください。2ページですが、オブザーバーとして田谷先生にもご出席いただいたり、私立代表で広尾学園の土田先生、それから児童相談所の菅原副係長にも参加していただきました。

「議事」についてですが、資料ナンバー1から4までつけさせていただきます。まず、これは開催するときにもご報告させていただいたと思いますが、この内容で「いじめに関する現状」「学校で起きたいじめの事例」「情報モラルに対する実態調査の結果」、それから「2学期における学校のいじめへの対応」というところでご報告をさせていただきました。

小学校長会の副会長の南山小学校の難波委員からは、SNSに関するトラブルの未然防止について、学校でやっていることの話をする、子どもたちが南山というと、南山ルールをつくって、6点しっかり守るように各学校でやっぺいこうねということをしていますという話をさせていただきました。

3ページですけれども、中学校の方でお台場学園の大島校長からは、SNSのところで中学校版のトラブルについての話と、それからふれあい月間においては、言われてうれしかった言葉はあるかと。「何々は駄目だ」ではなくて、「こういうふうに言われたらうれしいよね」というような、肯定的な意見から子どもの心に寄り添って、SOSにいち早く気づくことができるような工夫をしているという話を頂きました。

資料5を用いて、子家センの方から子どもの権利と、みなと子ども相談ねっこのところについての臨時調査の報告をしていただきました。

この後、色々な活発な意見交換があったのですが、全部で11人の方から色々なご意見を頂いています。区側からいうと、子ども家庭課長代理の方からは、港区青少年問題協議会の中で、毎年色々な方針を出してもらっているのですけれども、色々なところで話を聞いたところ、まずはSNSについてのトラブルが心配だというご意見が多いということでした。

人権・男女の藤咲課長からは、区でも、そういったインターネットやSNSの課題と人権の観点からも、こういう啓発していることがありますので、ぜひご協力くださいという話がありました。

それから、児童相談所の方からは、子どもが引きこもっていて、SNSとかそういうこともしっかり使っているのだけれども、それが悪い訳ではなくて、SNSがあることによってその人の生きがいにもなっていたりもするので、どのようによい方向に導いたらいいかというようなお話を頂き

ました。

それから5ページの5番の小野教授ですね。明治学院の教授からは、港区のいじめの発生率が少ないことについてお褒めの言葉を頂いたのですが、教育長のほうから一喜一憂するのではなくて、組織的にやっていくことが大事だというような回答を頂いて、委員の中で本当にそうだねというような雰囲気になりました。

それから、最後(9)のところで、お医者さんからの事例の中に、LINEのグループをつくってその子の悪口を言っていたというのがあったのですが、その悪口を言っていた子がぼろっと言ってくれなければそれが分からなかったという事案だったんですけれども、これをしたことによって被害者のお子さんは、学校に現在行けてはいるのですけれども、やはりなかなか当該の子たちとうまく、ほかの子たちとはうまくやっているのですが、自分自身があまり関わりたくないと思っていて、学校もケアが必要だというふうに報告を受けているのですがそういったところもトラウマになってしまうことがあるので、気をつけていかなければいけないんだよねという医療の観点からのお話を頂きました。

あとは6ページのところですが、警察の方から色々こんな相談があるよという話の中で、学校についての相談の話がありました。学校も警察と連携して色々やらせていただいているのですけれども、万引きのこととかもいじめにつながりかねないようなお話があったり、タブレット端末が置き去りになっていて、管理についてはどうなのかという話があったとか、あとは子どもがトイレに閉じこもってしまって学校も困って、いつも警察と関係がいいので助けていただいたという話があって、学校にも教育委員会にもご報告を頂いている案件でしたので、いつもこうやって助けていただいてありがたいなというところで、こういったところからいじめにつながりかねないので、皆で気をつけていきましょうというような話になったところでございます。

長くなりましたが、以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

- 5 後援名義等の10月使用承認について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の10月事業実績について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の12月事業予定について
- 9 図書館の10月分利用実績について
- 10 図書館・郷土歴史館の10月行事实績について
- 11 図書館・郷土歴史館の12月行事予定について
- 12 みなと科学館の10月利用状況について
- 13 12月教育人事企画課事業予定について

○教育長 次に「後援名義等の10月使用承認について」から「12月教育人事企画課事業予定に

ついて」の9件の定例報告につきましては、配布資料のとおりとさせていただきます。

各報告事項について、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定しております案件及び報告事項は全て終了しましたけれども、委員または説明員の皆様から、その他何かございますでしょうか。

○教育指導担当課長 12月5日に行われる子どもサミットのことです。前回ご説明を簡単にさせていただきましたが、2点ご連絡がございます。各校から特別委員会の資料の提出が先週末ありましたので、今週中に各委員の先生方にその書類についてご送付させていただきますので、よろしくお願いたします。

2点目は、中学校の進行する司会者と、指導主事のファシリテーターのバランスを調整させていただきました。それについても、台本も今週中に各先生方にお送りさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

12月5日、とても議論が深まっていい会になればいいなと思っていますので、どうぞよろしくお願いたします。

○教育長 ただいま、来週月曜日の子どもサミットについてのお話がありましたが、この場での確認等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。では、当日よろしくお願したいと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

「閉会」

○教育長 なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回定例会は12月12日月曜日を予定してございますが、この日は初めに総合教育会議を開催した後に、定例会を開催したいと思います。総合教育会議の詳細につきましては、改めてまたご連絡を差し上げますので、どうぞよろしくお願したいと思います。

それでは、本日はこれで臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 寺原 真希子